

## 愛知県「国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業」企業認定制度要綱

### (目的)

第1条 県内産業の国際競争力強化を図るためには、優秀なグローバル人材を受け入れ、新たなアイデアやイノベーションを創出することが不可欠である。

この要綱は、愛知県が、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与できる事業を実施する企業を「国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業」の認定企業とするにあたり、必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この要綱において「国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業」とは、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第26条に規定する特定事業をいう。

2 この要綱において、「高度外国人材」とは、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第一の二の表に定める高度専門職の在留資格を持つ外国人をいう。

### (認定の対象)

第3条 認定の対象となる者は、以下のいずれかの事業を利用した企業とする。

- (1) 愛知県21世紀高度先端産業立地補助金の交付を受けている企業
- (2) 愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けている企業
- (3) 新あいち創造研究開発補助金の交付を受けている企業
- (4) アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区において以下の特定国際戦略事業を実施する企業(愛知県内に事業所を有する企業に限る。)
  - ア) ボーイング787等量産事業
  - イ) 関連中小企業の効率的な生産・供給体制構築事業
  - ウ) Mitsubishi SpaceJetプロジェクト事業
  - エ) ボーイング777X開発・量産事業
  - オ) 宇宙機器開発・供給事業

### (認定の申請)

第4条 前条の認定を受けようとする企業は、認定申請書(様式第1)を愛知県知事に提出しなければならない。

2 認定申請書(様式第1)には、別表1に定める資料を添付しなければならない。

### (認定)

第5条 愛知県知事は、申請の内容が、第3条に適合していると認めるときは、認定企業証明書(様式第2)を交付する。ただし、申請書等の内容が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するおそれがあると認められる場合には、この限りではない。

2 認定の有効期間は、別表2のとおりとする。

(変更の届出)

第6条 前条第1項による認定企業証明書の交付を受けた企業(以下、「認定企業」という。)は、次に掲げる事項に変更があった場合は、速やかに事項変更届出書(様式第3)を愛知県知事へ提出しなければならない。

- (1) 企業の名称
- (2) 代表者
- (3) 本社又は事務所の所在地
- (4) その他知事が届出が必要であると認める事項

(認定の取消)

第7条 愛知県知事は、認定企業が法令に違反したとき及びその他、認定企業として適当でなくなったと認められるときは、認定を取り消すことができる。

- 2 愛知県知事は、前項の規定により認定の取消を行うときは、認定企業に対し、認定取消通知書(様式第4)により通知する。
- 3 認定の取消を受けた場合、当該企業は速やかに認定企業証明書を愛知県知事に返納しなければならない。

(報告)

第8条 愛知県知事は、必要があると認めるときは、認定企業に対し、当該事業の実施状況について報告を求めることができる。

(事務)

第9条 この要綱に関する事務は、愛知県経済産業局産業部産業政策課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は愛知県知事が別に定める。

附則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

[別表1]

申請に必要な添付資料は次のとおりとする。

- 1 愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金、愛知県新あいち創造産業立地補助金、新あいち創造研究開発補助金については、必要な添付資料を以下のとおり定める。

必要な添付資料
交付決定通知書の写し

- 2 アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区については、必要な添付資料を以下のとおり定める。

支援メニュー	必要な添付資料
緑地規制の緩和	工場着工日が分かる資料
課税の特例	特例の認定証明書の写し 確定申告前であれば、認定申請書「6 備考」欄に確定申告予定日を記載 確定申告後であれば、確定申告書の写し
利子補給金	融資契約書の写し
地方税の免除 (不動産取得税)	不動産取得税課税免除通知書の写し
補助・助成措置等	交付決定通知書の写し
融資制度	融資契約書の写し

[別表2]

認定の有効期間について

- 1 愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金、愛知県新あいち創造産業立地補助金、新あいち創造研究開発補助金については、認定の有効期間を以下のとおり定める。

有効期間
交付決定を受けた日を始期とし、補助金の交付が終了した日が属する年度の年度末を終期とする。

※ 複数回に亘って補助金が交付される場合は、最後の交付日が属する年度の年度末を終期する。

- 2 アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区については、認定の有効期間を以下のとおり定める。

支援メニュー	有効期限
緑地規制の緩和	工場廃止日まで
課税の特例	確定申告(予定)日が1～3月の場合は申請日が属する年度の翌年度末まで 4～12月の場合は申請日が属する年度の年度末まで
利子補給金	融資契約終了日が属する年度の年度末まで
地方税の免除 (不動産取得税)	課税免除通知日が属する年度の年度末まで
補助・助成措置等	補助・助成金支払日が属する年度の年度末まで
融資制度	融資契約終了日が属する年度の年度末まで

(様式第1)

令和 年 月 日

愛知県知事殿

住所 〒(郵便番号)  
(本社所在地)  
名称 (企業等名)  
(代表者の役職・氏名)

愛知県「国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業」認定申請書

愛知県「国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業」企業認定制度要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 企業の名称
- 2 代表者
- 3 本社又は事務所の所在地
- 4 担当者
- 5 担当者の連絡先(電話番号・メールアドレス)
- 6 備考

(様式第2)

第 号  
令和 年 月 日

(企業名・代表者名) 様

愛知県知事 ○○ ○○

愛知県「国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業」認定企業証明書

次のとおり、愛知県国家戦略特別区域計画で定める「国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業」の対象事業者であることを証明します。

1 該当項目

名称: 国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業

対象: 愛知県が認定した事業のうち、以下に掲げる事業を利用している企業

区分: (1) 愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金の交付を受けている企業

(2) 愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けている企業

(3) 新あいち創造研究開発補助金の交付を受けている企業

(4) アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区において以下の特定国際戦略事業を実施する企業(愛知県内に事業所を有する企業に限る。)

ア) ボーイング787等量産事業

イ) 関連中小企業の効率的な生産・供給体制構築事業

ウ) Mitsubishi SpaceJetプロジェクト事業

エ) ボーイング777X開発・量産事業

オ) 宇宙機器開発・供給事業

\* 区分に記載されている事業は、対象企業毎に変更

2 認定期限: 令和○年○月○日

(様式第3)

令和 年 月 日

愛知県知事殿

住所 〒(郵便番号)  
(本社所在地)  
名称 (企業等名)  
(代表者の役職・氏名)

愛知県「国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業」事項変更届出書

令和 年 月 日付け 第 号で認定証明があった事項を変更したいので、愛知県「国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業」企業認定制度要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 企業の名称

2 変更の内容及び必要とする理由

(様式第4)

第 号  
令和 年 月 日

(企業名・代表者名) 様

愛知県知事 ○○ ○○

愛知県「国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業」認定取消通知書

令和 年 月 日付け 第 号で認定した「国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業」について、下記の理由により当該認定企業証明書を取消しましたので、愛知県「国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業」企業認定制度要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 企業の名称
- 2 取消理由